

第六十四回 貴族院 關稅定率法中改正法律案特別委員會議事速記錄第一號

付託議案

關稅定率法中改正法律案

昭和七年法律第四號中改正法律案

委員氏名

委員長

子爵梅園 篤彦君

副委員長

倉知 鐵吉君

侯爵德川 義親君

子爵吉田 清風君

男爵橋元 正輝君

西野 元君

吉田羊治郎君

鈴木 幸作君

昭和八年三月十八日(土曜日)午後一時四十八分開會

○委員長(子爵梅園篤彦君) ソレデハ是カ

ラ開會イタシマス、政府提出ノ關稅定率法中改正法律案竝ニ昭和七年法律第四號中改正法律案ヲ議題ト致シマス、先づ政府委員ノ提出理由ノ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(堀切善兵衛君) 兩法律案提出ノ理由ハ、過日本議場ニ於テ申述ベマシタ通リデアリマスルカラ、之ヲ省略イタシマシテ、各品目ニ付テノ説明ヲ主税局長ヨリ

致スコトニ致シタイト思ヒマス
○政府委員(中島鐵平君) ソレデハ私ヨリ
關稅定率法中改正法律案ノ各品目毎ニ付キ
マシテ、稅率改正ノ理由ヲ成ベク簡単ニ御
説明イタスコトニ致シマス、説明ノ便宜ト
致シマシテ、現行輸入稅表ノ稅番順ニ御説
明イタスコトニ致シタイト思ヒマス、先づ
麻黃、生酒石及此法律案ノ最後ニアリマス
ル骨灰ニ付キマシテ御説明ヲ申上ゲマス、
此三ツノ物品ハ從來何レモ、輸入稅表ノ第
二百二十九號ノ「別號ニ掲ケサル藥材、化
學藥及製藥」ト云フ項目ノ中ニ包含セラレ
テ居リマシテ、從價二割ノ關稅ヲ適用シテ
參ッタノデアリマスルガ、此際何レモ之ヲソ
レゾレ輸入稅表上ニ特掲イタシマシタ上
ニ、全部之ヲ無稅品ニ改メマスルコトガ適
當デアルト考ヘタノデアリマス、麻黃ト申
シマスモノハ、麻黃ト稱シマスル植物ノ莖
ヲ乾燥イタシタモノデアリマシテ、主トシ
テ滿洲及中華民國ニ產シテ居リマスルガ、
我ガ國ニハ御承知ノ如ク其生産ガアリマセ
ズ、且ツ其代用品トナルモノモナイ有様デ
アリマシテ、毎年外國カラ相當輸入シテ居
ルノデアリマス、是ハ喘息ノ特效藥ニナリ

マス、「エフエドリン」トカ、或ハ麻黃「エ
キス」ナドノ原料ニ供セラレルノデアリマ
スガ、元來此麻黃中ニ「エフエドリン」ト云
フ精分ノ存在シテ居リマスコトヲ發見イタ
シマシタノハ我ガ國ノ學者デアリマシテ、
其原料デアリマスル麻黃ノ關稅率ヲ現行ノ
如ク二割ト云フコトニ致シテ置キマスル時
ハ、外國ニ於キマシテ麻黃カラ「エフエド
リン」ヲ製造イタシマシテ、之ヲ我ガ國ニ
輸入イタスコトトナル虞レモアリマスルノ
デ、内務省ノ藥料振興調査會ニ於キマシテ
モ、本品ノ關稅ハ之ヲ無稅トナスコトガ適
當デアルト云フ決議ヲ致シテ居ル關係モア
リマスノデ、此際此關稅ヲ無稅ニ改メマス
ルコトハ、我ガ國ノ藥業振興ノ立場カラ致
シマシテモ、極メテ適切ナル處置デアルト
シマシテ約十五萬圓ニ達シテ居ルノデアリ
マス、本品モ亦其藥用上ノ重要性ニ鑑ミマ
シテ、内務省ノ藥業振興調査會ニ於キマシ
テモ、其關稅ノ撤廢ノ決議ヲ致シテ居ル次
第デアリマス、本品ハ其成分ガ一種ノ加里
鹽類デアリマス關係ナドニ鑑ミマシテ、現
行輸入稅表ノ第百七十四號ノ「硝酸加里」ト
云フ所ガアリマスガ、硝酸加里ノ次ニ百七
十四號ノ二ト云フモノヲ新ニ設ケマシテ、現

リス」根ノ次ニ百三十五ノ三ト云フコトニ
致シマシテ、之ヲ稅表ニ特掲スルコトガ適
當デアルト認メタ次第デアリマス、次ニ
生酒石ト申シマスルノハ、葡萄酒ヲ製造
マスル所ノ副產物デアリマシテ、其用途
ト致シマシテハ、染色用劑ト致シマシテ
必要ナル吐酒石トカ、又ハ其他ノ酒石酸鹽
類ノ原料ニ供セラレルノデアリマシテ、誠
ニ重要ナル製藥ノ原料品デアリマス、然ル
ニ本品モ亦我ガ國ニハ殆ンド其生產ガアリ
マセズ、現在ハ主トシテ佛蘭西カラ輸入セ
ラレテ居ルノデアリマス、輸入額モ昨年ハ
數量ニ致シマシテ約四十六萬斤、價格ニ致
シマシテ約十五萬圓ニ達シテ居ルノデアリ
マス、本品モ亦其藥用上ノ重要性ニ鑑ミマ
シテ、内務省ノ藥業振興調査會ニ於キマシ
テモ、其關稅ノ撤廢ノ決議ヲ致シテ居ル次
第デアリマス、本品ハ其成分ガ一種ノ加里
鹽類デアリマス關係ナドニ鑑ミマシテ、現
行輸入稅表ノ第百七十四號ノ「硝酸加里」ト
云フ所ガアリマスガ、硝酸加里ノ次ニ百七
十四號ノ二ト云フモノヲ新ニ設ケマシテ、現

ウト考ヘテ居ルノデアリマス、最後ニ骨灰
骨ヲ焙燒イタシマシタ白色ノ粉末デアリマ
スガ、本品ハ此頃ニナリマシテ、高級ノ陶
磁器ナドノ原料ト致シマシテ其輸入ヲ必要
トスルニ至タノデアリマス、然ルニ本品ハ
其成分ガ磷酸石灰デアリマスルノデ、麻黃
及生酒石ト均シク從來輸入稅表番號第二百
二十九號ニ依リマシテ、矢張リ從價二割ノ
關稅率ヲ適用セラレテ居タノデアリマス
ガ、此程度ノ稅ヲ課シテ居リマシテハ、我
ガ國ノ高級磁器等ノ發達等ニモ支障ヲ來ス
虞モアリマスシ、又本品ハ我國ニハ其生
產モナイノデアリマスルカラ、旁ニ之ヲ無
稅ト致シマシテ、我ガ國ノ陶磁器ノ品質向
上ニ資スルコトガ適當デナイカト考ヘタ次
第デアリマス、尙ホ本品ハ輸入稅表ノ第六
百十七號ノ「骨灰」ノ次ニ六百十七號ノ二ト
致シマシテ之ヲ特掲スルコト致シ、同時
ニ只今「稅表」ノ六百四十六號ノ「肥料」ト云フ
題ガアリマスガ、其肥料ノ括弧ノ中ニ「骨
灰」ト云フ文句ガアリマス、其「骨灰」ト云
フ文句ハ、此際之ヲ削除イタシマシテ、其
骨灰ハ今度新ニ特掲イタシマスルニ六百十七
號ノ二ノ「骨灰」中ニ包含スルコトヲ適當ト
考ヘタ次第デアリマス、次ニ稅表番號六百

十二號ノ「ドグラスファーム」ナドノ長丸太ニ付テ御説明ヲ申上ゲマス、御承知ノ如ク「ドグラスファーム」ハ專ラ北米合衆國及加奈陀カラ輸入セラレテ居リマシテ、一般ニ米松トトコト稱ヘテ居ル木材デアルノデアリマス、サウ致シマシテ其中ノ長丸太ト申シマスノハ特ニ長尺ノ丸太材ヲ謂フノデアリマシテ、現行輸入税表番號ノ六百十二號ノ一ノ己ノ五ノ二ニ……大變複雜シテ居リマスガ一ノモノ」、斯ウ云フコトニ特掲ヲ致シテ居ルノモノ直徑三十「センチメートル」ヲ超エサル己ノ五ノ二ニ「長十「メートル」ヲ超エ、末ロノ直徑三十「センチメートル」ヲ超エサルガ即チ之ニ該當スルノデアリマス、是等ノ木材ハ御承知ノ通り主トシテ大キナ建築物デアリマストカ、又ハ橋梁ナドノ基礎工事ニ打込み丸太ナドニ用ヒラレルノデアリマスガ、昭和四年ニ於キマスル木材關稅ノ改正ノ際ニ於キマシテハ、當時未ダ内地ニ於カシタ關係カラ致シマシテ、特ニ當時ハ之ヲ無稅ニ捨ヘ置イタノデアリマス、然ルニ其後ニ至リマシテ、是等木材ノ輸入ガ毎年相當多額ニ上フテ居リマスル狀況デアリマシテ、一昨年ハ約四萬立方米、價格ニ致シマシテ約七十萬圓ノ輸入ヲ見テ居リマスルシ、昨年ハ約四萬八千立方米、價格ニ致シマシテ

テ約百十八萬圓ニ達シテ居ル狀況デア
ガ、最近朝鮮ノ北部地方ニ於キマシテ
此種ノ長丸太ニ適シマスル落葉松材ガ
多量ニ生産セラレルヤウニナリマシテ、
其產出額ハ昨年ハ約五萬石ニ達シテ居ルノ
デアリマス、而シテ今後所謂北鮮開拓事業
ナルモノガ進捗イタシマスルト共ニ、其生
產額モ漸次增加イタスベキ狀況ニ在ルノデ
アリマス、是等朝鮮材ノ對抗材デアリマス
ル米松ノ關稅ガ無稅トナフテ居リマシテ、競
争上相當ナ壓迫ヲ蒙テ居ル實情ニアルノ
デアリマスルカラ、北鮮地方ニ於キマスル
其生產ヲ保護助長イタシマスル爲ニハ、此
現在無稅デテリマスル所ノ米松材ノ一部分
ノ木材ノ輸入ヲ抑壓スルノ必要ガアルノデ
アリマス、從ヒマシテ此際此「ドグラス
ファー」ノ長丸太ニ對スル無稅ノ範圍ヲ、其
長サノ點ニ於キマシテ多少縮小イタスコト
ト致シマシテ、長サガ十八「メートル」ヲ超
エマシテ末口ノ直徑三十「センチメートル」
ヲ超ヘナイ、一番長イモノハ之ハマダ生産
リ無稅ニ据置キマスルト共ニ、今日大體北
鮮產ノ落葉松材ヲ以テ供給シ得ラレルモ
ノト認メラレマスルモノ、即チ長サ十「メ

此程度ノモノハ、之ヲ從來ノ無税品ヲ有税品ト致スコトニ改メマシテ、其税率ハ其用途ガ、建築物ノ基礎工事、打込丸太ナドニ低イ税率デアリマスル每立方「メートル」二圓ト云フコトニ致シタラ如何カトシテ提案イタシタ次第デアリマス、次ニ所謂南洋材ナドノ闊葉樹ニ關シマスル改正デアリマスガ、是ハ税表ノ「癸、其他イ、ロ」トアリマスル此項目ニ當ルノデアリマス、所謂南洋材ニ關シマシテハ、昨年ノ六十二議會ニ於キマシテ衆議院ニ於キマシテ、南洋材ニ對スル課税ハ、次期議會ニ必ズ提案スベシト云フヤウナ附帶決議ヲ附セラレマシタ關係モアリマシテ、政府ニ於キマシテハ其後慎重審議ヲ重ネマシタ結果、本案ヲ提出イタシタ次第デアリマス、御承知ノ如ク我ガ國ニ於キマスル一般闊葉樹材ノ輸入ハ相當多量ニ上ダテ居ルノデアリマシテ、昨年ニ於キマシテハ約四十七萬圓、價格ニ致シマシテ約二百六十萬圓デアリマシタ、其中所謂南洋材ト稱シテ居リマスルモノノ輸入ハ約四十三萬石、價格約二百三十萬圓ニ達シ、此一般闊葉樹材ノ輸入ノ殆ド全部ハ南洋材ノ

輸入ト言フテ宜シイ位ノ程度ニアルノデア
リマス、昨年來矢張リ依然トシテ内地市場
ニ於キマシテ、其對抗材デアリマスル本邦
産ノ闊葉樹材ヲ壓迫シテ居ルヤウニ認メラ
レルノデアリマス、從ヒマシテ本邦ニ於キ
マスル林業保護ノ立場カラ、是等闊葉樹材
ノ關稅ヲ改正スルノ必要ヲ認ムルニ至タ
次第デアリマスカ、其關稅率ノ按排ニ付キ
マシテハ、南洋ニ於キマスル本邦人ノ企業
ニ及ボス所ノ影響ナドノ方面ヲ十分ニ考慮
イタス必要ガアリマスノデ、本品ノ資材ニ
對シマシテハ大體從價一割程度、餘リ高ク
ナイ從價一割程度ノ從量稅デアリマスル每
立方「メートル」二圓ト云フコトニ致シ、其
製材ニ對シマシテハ木材ノ現行關稅率ニ於
キマスル資材ト製材トノ間ノ差ガ、大體六
分程度デアリマスル點ニ鑑ミマシテ、之ヲ從
價一割六分程度ノ從量稅、即チ每立方「メー
トル」五圓五十錢トスルノヲ適當ト考ヘマ
シタ次第デアリマス、尙ホ一言申添ヘテ
置カネバナラヌト思ヒマスルガ、現行輸入
稅表ニハ本品ノ資材ト製材トヲ厚サ百五十
「ミリメートル」ヲ以テ區分ノ限界ト致シテ
居ルノデアリマスガ、此點ハ木材ノ寸法ニ
關シマスル標準規格ヨリ致シマシテ、針葉

以テ其區分ノ限界ト致シテ居リマスノデ、其兩者ノ岐レ目ハ此際針葉樹材ノ場合ト同様ニ、之ヲ厚サ二百「ミリメートル」ヲ以テ區分イタスヤウニ改正スルコトガ適當デハナイカ、斯ウ云フ風ニ考ヘマシテ改正案ニハ百五十「ミリメートル」ヲ厚二百「ミリメートル」ニ改メマシタ次第デアリマス、最後ニ蒟蒻芋ニ付テ御説明申上ゲマス、蒟蒻ハ御承知ノ如ク我國ノ山間農村ニ於キマシテ、廣ク栽培セラレテ居リマス農作物デアリマシテ、殊ニ群馬、岡山、廣島、茨城、靜岡及福島ナドノ諸縣ニ於キマシテハ養蠶ノ收入ト共ニ、農家ノ重要ナル收入ヲ成シテ居ル模様デアリマス、蒟蒻ノ栽培面積ハ昭和六年ニ於キマシテハ約八千町歩ニ上ボッテ居リマス、其生産數量ハ約九千四百萬斤デアリマシテ、之ヲ切干ニ換算イタシマスレバ約千七百萬斤トナリ、其價格ハ約四百四十萬圓ニ上ボッテ居ルノデアリマス、蒟蒻ノ栽培面積及生産數量ハ大體ニ於キマシテ年ト共ニ増加イタス趨勢ニアルノデアリマスガ、其價格ニ至リマンテハ、却ツテ年ト共ニ減少ヲ示シテ居ルヤウナ傾向ニアルノデアリマス、蒟蒻ノ輸入狀況ヲ見マスルニ是ハ全部切干トシテ毎年相當ニ多量ノ輸入ヲ見テ居ルノデアリマス、昭和六年ニ於キマ

シテハ約三百四十萬斤、價格ニ致シマシテ
約四十萬圓ニ達シテ居リマス、昨七年ハ前
年ニ比較シマシテ多少減少ヲ示シテ居リマ
スルガ、ソレデモ尙ホ約百五十萬斤、價格
ニ致シマシテ約十六萬圓ニ達シテ居ルノデ
アリマシテ、其主ナル仕出國ハ蘭領印度及
中華民國デアリマス、然ルニ蘭領印度カラ
參リマスル蒟蒻芋ハ、總テ野生ノモノヲ其
儘採集イタシマシテ、之ヲ切干トシテ居リ
マスニ過ギナイナドノ事情カラ致シマシテ、
極メテ低廉ナル價格ヲ以テ我國ニ輸入サレ
ルノデアリマス、從フテ是ガ爲ニ内地產ノ
蒟蒻芋ハ著シク壓迫ラ蒙ルコトトナリマシ
テ、延イテ我國山間農村ノ經濟ニ對スル大
ナル打擊ヲ與ヘツツアル實狀デアリマス、
從ヒマシテ農家經濟ノ窮迫イタシテ居リマ
ス今日ニ於キマシテハ、是等外國品ノ輸入
ヲ相當抑制イタシマスコトハ此際適當ノ處
置デアルヤウニ考ヘラレマス、而シテ其關
稅率ニ付キマシテハ輸入蒟蒻芋ノ内地ニ於
キマスル市場價格、及内地品ノ生產費竝ニ
内外品ノ品質上ノ格差ナドノ點ヲ十分ニ考
慮イタシマシテ粉狀ニ非ザルモノハ、之ヲ
每百斤五圓五十錢、粉狀ノモノハ切干カラ
製粉イタシマスル、其製粉ノ收得率ナドヲ
參酌考慮イタシマシテ、每百斤十六圓ノ稅

率ヲ配スルノガ適當デアルト考ヘマシタ次
第デアリマス、尙ホ本品ハ現行輸入税表ニ
於キマシテハ特掲セラレテ居リマセズ、稅
表ノ一番最後ノ番號デアリマスル六百四
七號ヲ適用イタシテ居ルノデアリマス、此
際之ヲ新タニ特掲イタスコトト致シマシ
テ、其稅番ノ順位ハ本品ガ植物ノ地下莖デ
アルナドノ關係カラ致シマシテ、雜品中ノ六
百七號ノ二ニ「カッサヅアルート」ノ次ニ第
六百七號ノ三ト云フモノヲ新設イタシマシ
テ、之ヲ稅表ニ特掲イタスコトト致シタ次
第デアリマス、各品目ニ關シマスル稅率改
正ノ大體ノ事情ハ右ノ通りデアリマスガ、
御質問ガアリマスレバソレドヽ關係當局カ
ラ御説明申上ゲルコトニ致シタイト存ジマ
ス、次ニ昭和七年法律第四號中改正法
律案ニ付テ簡單ニ御説明申上ゲマス、政
府ハ只今御説明申上ゲマシタ通り、關
稅定率法中改正法律案ニ依リマシテ、
此際當リ措置スルコトヲ必要ト認メマシ
タ是等ノ物品ニ關シテ、其稅率ノ改正案ヲ
提出イタシタノデアリマスガ、是等ノ物品
ノ中、麻黃、生酒石及骨灰ノ三品ハ、只今
申上ゲマシタ通リノ現行ノ從價稅カラ全然
無稅品トナルノデアリマスカラ、是等ノ物
品ハ昨年ノ法律第四號トハ何等ノ交渉ヲモ

| | | |
|--|--|--|
| ラナイノデゴザイマス、何レ是等ノ點モ新聞ナドニ出テ居リマス通り、亞米利加邊リガ主唱者ニナツテ國際的ニ税率ヲ低ククスマスノデ、他日ノ準備ニモ我ミハ備ヘテ置カナケレバナラヌトモ考ヘテ居ルノデアリマス、又爲替關係ナドガ非常ニ激變イタシマシテ、此前關稅案ヲ提出シマシタ際ニハ、爲替ガ約三十二三弗ト記憶イタシテ居リマスガ、ソレガ最近二十弗ニ落チ、今回モ亞米利加ノ金融騒ギデ二十二弗ニ又上リカケテ居ルト云フヤウナ次第デゴザイマシテ、此前提案イタシマシタ所ノ精神カラ言ヘバ從量稅率ト、從價稅率ノ權衡ヲ得セシムルト云フ點ニ重キヲ置キマシタカラ、其均衡ノ點カラ初ハ三十二弗ガ二十二弗位ニ落チマシタノデアリマスカラ、モット上ゲナケレバナラヌヤウナ關係ニナツテ參ルノデアリマスガ、併シ此際其均衡バカリデナク、物價ノ點ナドモ考ヘナケレバナラズ、又此際更ニ引上ゲテハ外國ノ我國ニ對スル感情ナドモドウ云フモノカト云フヤウナ種々ノ點ヲ考慮イタシマシテ、結局ドウシテモナ一致シマシタモノダケ、即チ茲ニ提出シマシタ、少數ノモノダケヲ提出スルコトニ | カ、即チ打切りト見ルカ、或ハ第二回、第三回ト、更ニ之ヲ出ス考カト云フ御質問デゴザイマスガ、是デ以テ打切りマシテ今期議會ニハ強ヒテ第二回、第三回トハ出サニキマシテハ、其間ニ尙ホ各品目ニ付テ研究調査ヲ重ネナクテハナラヌノハ無論ノコトデゴザイマスカラ、幹事會ニ於テモソレ等ノ點ヲ種々調査考究イタス積リデハゴザイマスガ、果シテドウ云フ提案ヲ致スコトニナルカハ諸外國トノ關係、國內產業ノ狀況、物價ノ程度ト種々ノ點ヲ考慮イタシマシテ、之ニ善處シナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、只今ノ所ハマダ何トモ是ハ御返事申上上ゲ兼ネル次第デゴザイマス、一旦定メタ以上ハ容易ニ動カサナイ方ガ良イ、是モ私共ハ全然御同感ト考ヘテ居リマス、昨年出マシタ三割五分ノ稅率等ニ付キマシテモ、アレガ基ニナツテ今日ノ日本ノ製造工業、其他農業等ガ經營セラレテ居リマスル以上ハ、餘リ頻々ト之ヲ改正イタスト云フコトハ決シテ宜イトコトハ考ヘテ居リマセヌ、唯ドウシテモ考ヘマシタノハ、只今提出イタシタノデアリマシテ、後ハマダ今後ノ調査ニ依リマセヌト云フト、是ハ出ス積リダ、或ハ必ズ出スルモノダケヲ改正イタスト云フノガ至當ヂ | ○政府委員(堀切善兵衛君) 取敢ヘズ今日ノ内外ノ現狀ニ於テ出サナケレバナラヌト考ヘマシタノハ、只今提出イタシタノデアリマシテ、後ハマダ今後ノ調査ニ依リマセヌト云フト、是ハ出ス積リダ、或ハ必ズ出スルモノダケヲ改正イタスト云フノガ至當ヂ |
|--|--|--|

ヤナイカト考ヘル次第デゴザイマス

○委員長(子爵梅園篤彦君) 外ニ御質問ゴ
ザイマセヌカ、……ソレデハ本日ハ此程度

○委員長（子爵梅園篤彦君）外

ザイマセヌカ、……ソレデハ本日ハ此程度ニ止メマシテ、次回ニ質問ヲ繼續イタシタ
イト思ヒマス、是ニテ散會イタシマス

出席者左ノ如ニ

委員長
子爵梅園
篤彥君

卷之三

子爵吉田
清風君

男爵橋元 正輝君

西野 元君

政府委员

大藏政務次官 堀切善兵衛君

大藏省主稅局長 中島 鐵平君

長沙林首日林勗長
子源以二月

卷之三

昭和八年三月二十一日印刷

昭和八年三月二十三日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局